平成22年第4回当別町議会定例会 第1日

平成22年9月1日(水曜日) 午前10時07分開会

議事日程(第1号)

開会・開議 議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 総務文教厚生常任委員会報告
- 第 5 産業建設常任委員会報告
- 第 6 議員提案第1号 道路の整備に関する意見書
- 第 7 請願・陳情審査付託の件
- 第 8 議案第 1号 教育委員会委員の任命について
- 第 9 議案第 2号 平成22年度当別町一般会計補正予算(第2号)
- 第10 議案第 3号 平成22年度当別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第11 議案第 4号 平成22年度当別町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 第12 議案第 5号 平成22年度当別町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第13 議案第 6号 平成22年度当別町介護サービス事業特別会計補正予算(第1 号)
- 第14 議案第 7号 当別町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第 8号 各小・中学校地上波デジタルテレビ等購入契約について
 - 議案第 9号 教職員校務用パソコン購入契約について
 - 議案第10号 平成22年9月1日から同年9月30日までの間における当別町 長の給料の減額に関する条例制定について
- 第16 認定第 1号 平成21年度当別町各会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 2号 平成21年度当別町水道事業会計決算認定について

散 会

午前10時07分開議

出席議員(17名)

	1番	洞	内	真由	手美	君		2番	稲	村	勝	俊	君
	3番	石][[和	栄	君		4番	臼	杵	英	男	君
	5番	小卓	111	孝	男	君		6番	桑	内	雅	彦	君
	7番	神	林	俊	_	君		8番	白	木	和	廣	君
	9番	岡	野	喜仁		君	1	0番	市][[正	君
1	1番	桐	井	信	征	君	1	2番	小	野	広	実	君
1	3番	島	田	裕	司	君	1	4番	後	藤	正	洋	君
1	5番	柏	樹		正	君	1	6番	髙	谷		茂	君
1	7番	竹	田	和	雄	君							

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

説明のための出席者

町			長	泉	亭	俊	彦	君
副	H	Ţ	長	近	藤	充	徳	君
総	務	部	長	加賀	冒谷	定	歳	君
総	務	課	長	野	村	雅	史	君
財	政	課	長	森	田		至	君
企	画	部	長	増	輪		肇	君
企	画	課	長	熊	谷	康	弘	君
美し	いまち	づくり	課長	堤		和	弘	君
美しい	はち	づくり誰	惨事	山	崎	俊	彦	君
住	 天環	境部	『長	鈴	木	博	史	君
住	民	課	長	進	藤		理	君
福	祉	部	長	小	山	久	夫	君
福	祉	課	長	江	П		昇	君
経	済	部	長	竹	原	陽	_	君
建調	没水	道部	長	滝	本	隆	志	君
教	育多	長員	長	大	澤		勉	君
教	Ī	育	長	山	内	秀	治	君
教	育	部	長	高	橋		通	君
管	理	課	長	山	田	敏	行	君

学校給食センター長森田弥寿彦君代表監査委員米口稔君

事務局職員出席者

 事務局長
 中越辰雄君

 次長
 五十嵐 一夫君

 主幹
 小川義則君

 係長春田秀彦君

◎開会・開議の宣告

(午前10時07分)

○議長(竹田和雄君) おはようございます。ただいまの出席議員17名、定足数に達して おりますので、平成22年第4回当別町議会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○議長(竹田和雄君) 議事日程でございますが、お手元に配付されております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

〇議長(竹田和雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規 定により、

2番 稲 村 勝 俊 君

3番 石 川 和 栄 君

を指名いたします。

◎会期の決定

〇議長(竹田和雄君) 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、平成22年9月1日から9月9日までの9日間といたしますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、9月1日から9月9日までの9日間とすること に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(竹田和雄君) 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付いたして おりますので、ご高覧願います。

次に、議長の出張報告をいたします。

7月29日、東京都で開催されました平成22年度防衛省全国情報施設協議会総会に出席いたしました。

なお、復命書につきましては議会事務局に保管してございますので、ご了承願います。 以上、報告を終わります。

 $- \Diamond -$

◎総務文教厚生常任委員会報告

○議長(竹田和雄君) 日程第4、総務文教厚生常任委員会報告を行います。

総務文教厚生常任委員長から平成22年度道内所管事務調査終了について総務文教厚生常任委員会報告の申し出がありましたので、これを許します。

岡野委員長。

○総務文教厚生常任委員会委員長(岡野喜代治君) 総務文教厚生常任委員会報告。

平成22年度総務文教厚生常任委員会は所管事務調査を実施し、帰庁したので下記のとおり報告します。

なお、復命書、関係資料等については議会事務局に保管しています。

記。日程、平成22年7月7日、7月8日、1泊2日。

研修地、幕別町百年記念ホール、日高町役場。

研修項目、1つ、総合型地域スポーツクラブについて。文部科学省では地域住民が身近でスポーツを楽しめるよう総合型地域スポーツクラブ事業を推進しています。幕別町は、平成18年に忠類村と合併していますが、オリンピック選手を6人も輩出するなど、スポーツ振興が進んでいる町で、昨年、「地域で子どもたちを育てる」を理念に幕別札内スポーツクラブが総合型地域スポーツクラブとして発足しました。『総合型地域スポーツクラブについて』をテーマに、幕別町でのスポーツ振興への取り組み、地域住民と行政の役割分担や連携などについて研修を行いました。また、体育施設や河川敷の運動場施設などの現地視察も行いました。

2つ、市町村健康増進計画と国民健康保険事業の運営について。日高町は、平成18年に門別町と合併し、その結果、門別町内の厚賀地区、富川地区、門別地区と日高地区の4つの市街地が形成されました。このことから、福祉行政の地域格差をどのように克服されたのかなど、『市町村健康増進計画について』、『国民健康保険事業の運営について』をテーマに検診データや資料をもとに説明を受けました。

参加者、議長並びに総務文教厚生常任委員8名、計9名、随行5名、総計14名。 以上、委員会報告といたします。

平成22年9月1日、総務文教厚生常任委員会委員長、岡野喜代治。 以上でございます。

○議長(竹田和雄君) これで総務文教厚生常任委員会報告は終わりました。

復命書につきましては、議会事務局に保管してありますので、ご了承願います。

◎産業建設常任委員会報告

○議長(竹田和雄君) 日程第5、産業建設常任委員会報告を行います。

産業建設常任委員長から平成22年度道内所管事務調査終了について産業建設常任委員会報告の申し出がありましたので、これを許します。

- 🔷 —

神林委員長。

○**産業建設常任委員会委員長(神林俊一君)** 産業建設常任委員会報告いたします。

平成22年度産業建設常任委員会は、道内所管事務調査を実施し帰庁いたしましたので、 下記によりご報告いたします。

なお、復命書等、関係資料につきましては、事務局に保管してございます。

記。日程、平成22年8月23日から8月24日、1泊2日でございます。

研修地といたしまして、瀬棚郡今金町。

研修項目といたしましては2点ございまして、1点目は合併浄化槽設置整備事業についてということで、研修地の今金町では、地域環境保全のため浄化槽の普及促進を図るべく、平成16年度より施行している今金町浄化槽設置に関する補助金条例に基づく、合併浄化槽を設置する工事を対象とした補助金の実例について説明を受け、意見を交換いたしてまいりました。

2点目といたしまして、汚水処理施設共同整備事業についてということで、研修地の今金町では、し尿処理場の老朽化が著しく、大規模な改築更新には多額の費用が必要であることから、汚水処理全般の効率化を図るため、既存の下水処理場に付加価値をつけ、し尿及び浄化槽汚泥を下水道と共同で処理を行っている実例について説明を受け、意見を交換してまいりました。

なお、その翌日研修する予定でございましたけれども、8月24日未明、発達した低気圧 の影響による記録的な豪雨で、石狩地方を含む全道各地において、河川はんらん及び土砂 災害の危険があったことから、2日目の虻田郡洞爺湖町の研修につきましては、急遽中止 をいたしまして、帰庁いたしました。

以上、報告であります。

なお、出席者は、産業建設常任委員会8名全員であります。随行といたしまして、事務局2名、関係所管の課長2名ということで、合計12名であります。

以上委員会報告といたします。

○議長(竹田和雄君) これで産業建設常任委員会報告は終わりました。

復命書につきましては、議会事務局に保管してございますので、ご了承願います。

○議長(竹田和雄君) 日程第6、議員提案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

小野君。

○12番(小野広実君) 議員提案第1号を報告いたします。

道路の整備に関する意見書。

道路の整備に関する意見書の提出について、当別町議会会議規則第14条の規定により、 下記のとおり提出いたします。

平成22年9月1日提出。

提出者、当別町議会議員、小野広実。賛成者、同議員、市川正、同、桐井信征、同、岡野喜代治、同、白木和廣、同、臼杵英男。

当別町議会議長、竹田和雄様。

提案理由。

冬期の厳しい気象条件に加え多発する交通事故、自然災害時の交通障害や更新時期を迎え老朽化する道路施設など、地方財政の厳しい中、北海道の道路を取り巻く課題は多い。

本道の発展と豊かな道民生活のため、生活の生命線である道路の整備がこれまで以上に促進されるよう、強く要望します。

記。 1 、道路の整備に関する意見書、別紙でございますが、別紙をご高覧願いたいと存じます。

以上でございます。

○議長(竹田和雄君) 質疑を求めます。

〔「反対討論ございます」と言う人あり〕

○議長(竹田和雄君) 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(竹田和雄君) それでは、討論に入ります。

反対討論者、柏樹君。

〇15番(柏樹 正君) 道路の整備に関する意見書の提出についての議員提案に反対の立場で討論します。

この意見書案は、昨年とほぼ同趣旨の文案で、高速自動車道など高規格幹線道路ネットワークの早期形成を中心にした道路整備とそのための財源確保を優先的に求めるものになっています。道路特定財源は、09年度一般財源化されましたが、従来の地方道路整備臨時交付金を廃止するかわりに地域活力基盤創造交付金が新設されるなど、一般財源化は実質的には骨抜きになりました。実際に道路整備が必要な地域路線はありますが、他の施策よりも優先して道路整備を進めるのが適切なのか疑問が残ります。道内では、福祉、医療、

教育、第1次産業の切り捨てや地域経済の衰退など、生活基盤の崩壊が多くの道民と地方を直撃し、当別町も例外ではありません。安心して暮らせる生活基盤の拡充、とりわけ農林業の再生と地域の復興、福祉や教育条件の整備などこそ緊急不可欠の課題ではないかと昨年も指摘をしています。

したがって、高規格幹線道路ネットワークの整備については、費用対効果や環境への影響など、情報公開の徹底と国民合意を条件とし、その点を明記した意見書にすべきであって、提案される意見書案には反対です。

なお、先日の会派代表者会議で提示されて、議会運営委員会開催以前に修正を求めましたが、残念ながら同意を得られませんでした。議員各位のご理解を求めて、反対討論といたします。

○議長(竹田和雄君) 賛成討論はございますか。

[「なし、採決」と言う人あり]

○議長(竹田和雄君) それでは、以上で討論を終わります。

本案につきましては、採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(竹田和雄君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま決定されました議員提案第1号について、意見書案及び派遣する場合の 議員の取り扱いについては議長に一任を願います。

- \diamond -----

◎請願・陳情審査付託の件

〇議長(竹田和雄君) 日程第7、請願・陳情審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情 文書表が配付されております。

請願・陳情文書表第1番の陳情書については、会議規則第92条の規定により、議会運営委員会に審査終了まで付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、この陳情書については議会閉会中も審査するものとし、その費用は議会費をもって充当いたします。

◎日程の順序変更

○議長(竹田和雄君) お諮りいたします。

審議内容の重大性にかんがみ、審議日程の順序を変更し、日程第15、議案第8号、議案第9号、議案第10号を日程第8として先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、日程の順序を変更し、日程第15を日程第8として先に審議することに決定いたしました。

 $- \diamond -$

以下、日程を順次繰り下げて審議いたします。

◎議案第8号、議案第9号、議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長(竹田和雄君) それでは、日程第8、議案第8号、議案第9号、議案第10号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(泉亭俊彦君) ただいま一括議題となりました議案第8号、議案第9号及び議案 第10号の関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

最初に、議案第8号 各小・中学校地上波デジタルテレビ等購入契約についてでありますが、平成21年11月27日に指名競争入札に付したところ、株式会社エヌツー・ベストが2,086万1,400円で落札し、同社と契約の締結をしたところであります。

本来適法な契約をするためには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に 関する条例第3条の規定により議会の議決を経るべきところで、適切な事務処理を怠って いたため、今回特段のご配慮をいただき、追認していただきたく、議会の議決を得ようと するものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第9号 教職員校務用パソコン購入契約についてでありますが、平成22年2月3日に指名競争入札に付したところ、兼松エレクトロニクス株式会社札幌支店が987万円で落札し、同社と契約の締結をしたところであります。

本案件も議案第8号と同様、本来適法な契約をするためには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経るべきところ、適切な事務処理を怠っていたため、今回特段のご配慮をいただき、追認していただきたく、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第10号 平成22年9月1日から同年9月30日までの間における当別町長の給料の減額に関する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。ただいま提案いたしました議案第8号及び議案第9号の業務において、事務手続上の不手際がありましたことに対し、みずからの責任を痛感し、事の重大さを認識するとともに、深く反省いたしております。今回みずからを律するため、給料月額の10%を平成22年9月1日から同年9月30日までの1カ月間減額する条例の制定を提案させていただきました。

今後は、このようなことが二度と起きないように、業務のチェック体制を強化するとと もに、みずから研さんに努めます。

以上、3件につきましてよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

〇議長(竹田和雄君) 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(竹田和雄君) 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第8号、 議案第9号、議案第10号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、議案第8号、議案第9号、議案第10号は原案の とおり可決することに決定いたしました。

- 🔷 –

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長(竹田和雄君) 日程第9、議案第1号を上程いたします。 提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(泉亭俊彦君) 議案第1号の説明の前に、前段の取り運びに対しまして議場の皆様に謹んで感謝申し上げます。

ただいま議題となりました議案第1号 教育委員会委員の任命につきまして、提案の説明を申し上げます。

教育委員会委員髙橋嘉弘氏は、平成22年9月30日をもって任期満了となりますので、新たに武岡和廣氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意をいただこうとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

〇議長(竹田和雄君) 質疑を求めます。

[「なし」と言う人あり]

○議長(竹田和雄君) 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第1号 は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり同意することに決定 いたしました。

それでは、ここで休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○議長(竹田和雄君) 再開いたします。

ただいま任命されました武岡君より就任のごあいさつがございます。 武岡君。

〇教育委員(武岡和廣君) ただいま同意いただきました太美に住んでおります武岡と申します。ただいまはご同意いただきまして、まことにありがとうございました。光栄に存じます。

私は、昭和47年に大学を卒業後、青山奥二番川にありました二股小中学校に勤務をいたしました。2年間勤務の後、札幌市に参りまして、以後36年間小学校教員として勤めてまいりました。ことしの3月に篠路小学校の校長を最後に定年退職いたしました。今日学校教育、社会教育両面にわたりまして課題は山積しておりますが、当別町の住民の方々お一人お一人がこのまちに住んでよかったと、保護者の方々がこの町の学校に我が子を通わせて本当によかったと思えるような教育行政を進めてまいりたいと思っております。議員の皆様方のご協力を、それからご指導をいただきながら職務を全うしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。(拍手)

○議長(竹田和雄君) 休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時35分

○議長(竹田和雄君) 再開いたします。

- ♦ ------

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長(竹田和雄君) 日程第10、議案第2号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(泉亭俊彦君) ただいま議題となりました議案第2号 平成22年度当別町一般会計補正予算(第2号)につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに2,502万7,000円を増額し、その総額を83億2,051万7,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたく存じます。

歳出の主なものといたしましては、衆議院議員補欠選挙費1,030万円、障害者自立支援給付金国庫支出金返納金359万4,000円、インフルエンザ予防並びにb型インフルエンザ菌予防ヒブワクチン接種委託231万4,000円などを増額するもので、その財源といたしましては道支出金1,255万5,000円、繰入金842万2,000円などを増額して措置をいたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(竹田和雄君) 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(竹田和雄君) 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第2号 は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決することに決定 いたしました。

 $- \diamond -$

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長(竹田和雄君) 日程第11、議案第3号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(泉亭俊彦君) ただいま議題となりました議案第3号 平成22年度当別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに389万8,000円を増額し、その総額を1億6,926万4,000円 といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」

をお目通しいただきたく存じます。

歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金383万6,000円、諸支出金6万2,000円などを増額するもので、その財源といたしましては繰越金389万8,000円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(竹田和雄君) 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(竹田和雄君) 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第3号 は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

 $---- \diamond -$

○議長(竹田和雄君) 日程第12、議案第4号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(泉亭俊彦君) ただいま議題となりました議案第4号 平成22年度当別町老人保健特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに447万3,000円を増額し、その総額を583万5,000円といた しました。

補正額につきましては、1ページと2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」を お目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、前年度医療費の精算に伴いまして償還金410万9,000円、繰出金36万4,000円を増額するもので、財源といたしましては繰越金447万3,000円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(竹田和雄君) 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(竹田和雄君) 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第4号

は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

 $-- \diamond -$

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長(竹田和雄君) 日程第13、議案第5号を上程いたします。 提案理由の説明を求めます。 町長。

〇町長(泉亭俊彦君) ただいま議題となりました議案第5号 平成22年度当別町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに3,639万9,000円を増額し、その総額を10億9,987万9,000 円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたく存じます。

歳出といたしましては、基金積立金116万1,000円、地域支援事業費1,561万5,000円、諸 支出金1,962万3,000円を増額するもので、その財源といたしましては国庫支出金1,563万5,000円、繰越金1,962万3,000円を増額し、措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(竹田和雄君) 質疑を求めます。

[「なし」と言う人あり]

○議長(竹田和雄君) 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第5号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長(竹田和雄君) 日程第14、議案第6号を上程いたします。 提案理由の説明を求めます。 町長。

〇町長(泉亭俊彦君) ただいま議題となりました議案第6号 平成22年度当別町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに251万1,000円を増額し、その総額を6,333万4,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」 をお目通しいただきたく存じます。

歳出といたしましては、総務費205万9,000円、予備費45万2,000円を増額するもので、 財源といたしましては繰越金251万1,000円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

〇議長(竹田和雄君) 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(竹田和雄君) 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第6号 は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決することに決定 いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

---- ♦ --

O議長(竹田和雄君) 日程第15、議案第7号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(泉亭俊彦君) ただいま議題となりました議案第7号 当別町手数料条例の一部 を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

戸籍の電算化を本年11月から実施することに伴い、証明書の名称変更及びその他関係法令の施行に伴う所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。 よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(竹田和雄君) 質疑を求めます。

[「なし」と言う人あり]

○議長(竹田和雄君) 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第7号

は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 🔷 -

◎認定第1号、認定第2号の上程、説明、付託

○議長(竹田和雄君) 日程第16、認定第1号、認定第2号は関連がありますので、一括 上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(泉亭俊彦君) ただいま一括議題となりました認定第1号及び認定第2号につきまして、提案の説明を申し上げます。

最初に、認定第1号 平成21年度当別町各会計歳入歳出決算認定についてでありますが、地方自治法第233条第2項の規定により、平成21年度当別町一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算書を平成22年7月27日から8月3日まで監査委員の審査に付しましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書を付して議会の認定をいただこうとするものであります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成21年度決算での健全化判断比率につきましては、一般会計の収支状況から判断する実質赤字比率は、歳出の執行時にその節約、コスト意識に基づいた執行に努め、黒字の確保を図っておりますので、実質赤字比率は算出されません。次に、一般会計並びに各特別会計の収支をあわせた連結実質赤字比率は、国保特別会計に累積赤字が生じているものの、ほかの会計は黒字であることから、連結実質赤字比率は算出されておりません。実質公債費比率は、25%以上で早期健全化、35%以上になると財政再生団体に該当することとなりますが、平成21年度は21.6%で、この判断比率についても該当とはなりません。また、全会計の地方債残高、債務負担行為額、一部事務組合の赤字や公社などへの損失補てんなどから算定する将来負担比率は、350%以上で早期健全化団体に該当しますが、この判断比率については205.1%であり、該当とはなりません。また、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計における資金不足比率につきましても各会計ともに黒字となっており、判断比率は該当とはならず、財政健全化法に基づく健全化判断はすべての比率において健全段階にあることを報告いたします。

次に、認定第2号 平成21年度当別町水道事業会計決算認定につきまして提案の説明を

申し上げます。地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成21年度当別町水道事業会計決算を平成22年6月28日、監査委員の審査に付しましたので、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見書を付して議会の認定をいただこうとするものであります。

以上、認定案件2件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(竹田和雄君) 次に、監査委員の報告を求めます。 代表監査委員。

〇代表監査委員(米口 稔君) 決算審査報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成21年度当別町一般会計及び各特別会計について平成22年7月27日から8月3日までの実質5日間、また地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成21年度当別町水道事業会計について平成22年6月28日の合わせて6日間にわたり島田監査委員とともに慎重に審議をいたしました。

その結果、各会計決算書類は法令の様式を備え適正に処理されており、表示された計数 は正確であると認めました。

なお、審査結果についての意見書を別紙のとおり提出しておりますので、ご高覧をいた だきたいと思います。

以上、決算審査に関する報告といたします。

○議長(竹田和雄君) お諮りいたします。

本案件につきましては、議長、議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する平成21 年度当別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに認定第1号、認定第2号を付託の 上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、議長、議会選出監査委員を除く全議員をもって 構成する平成21年度当別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに認定第1号、認定 第2号を付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、委員長、副委員長の選任の件ですが、議長指名としてご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、委員長、副委員長は議長の指名とすることに決 定いたしました。

それでは、委員長に白木和廣君、副委員長に桐井信征君を指名いたしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

それでは、委員長のごあいさつをお願いいたします。

白木君。

〇平成21年度当別町各会計決算審査特別委員会委員長(白木和廣君) ただいま竹田議

長より平成21年度当別町各会計決算審査の特別委員会の委員長という重責を議員各位の同意をいただきながら仰せつかりました白木でございます。選任いただきましたことにつきまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

このたびの決算審査につきましては、一部不適切な取り扱いが審査の前に判明し、議員各位のご理解とご協力で本日追認いただき、無事解決に至りました。どうか委員になられる皆様におかれましては、闊達なるご審議と審議がスムーズに進みますようにご協力をお願いいたします。また、町長、町長部局、そして参与の方々につきましては、答弁をされる場合には明朗で快活なるご答弁をお願いいたします。これからの審議におきましても進行上ままならない点があろうかと思いますが、昨年度の決算委員長をお務めになられました経験豊富な桐井副委員長ともども一生懸命努めてまいりますので、よろしく申し上げまして、ごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いします。(拍手)

〇議長(竹田和雄君) ただいま設置されました平成21年度当別町各会計決算審査特別委員会の審査は、議会休会中に行うものとし、認定第1号、認定第2号を審査終了まで付託いたします。

なお、費用は議会費をもって充当いたします。

お諮りいたします。平成21年度当別町各会計決算審査特別委員会の審査のため、9月3日から9月8日までの間を休会とすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、9月3日から9月8日までの間を休会とすることに決定いたしました。

— <> -

◎散会の宣告

○議長(竹田和雄君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あすは午前10時より一般質問に入りたいと思いますが、よろしくお願いします。 本日はどうもご苦労さんでございました。

(午前11時01分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成22年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成22年第4回当別町議会定例会 第2日

平成22年9月2日(木曜日) 午前10時開議

議 事 日 程 (第2号)

開議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員(17名)

1番	洞	内	真日	由美	君	2番	稲	村	勝	俊	君
3番	石][[和	栄	君	4番	臼	杵	英	男	君
5番	小星	川与	孝	男	君	6番	桑	内	雅	彦	君
7番	神	林	俊	_	君	8番	白	木	和	廣	君
9番	岡	野	喜作	弋治	君	10番	市][[正	君
11番	桐	井	信	征	君	12番	小	野	広	実	君
13番	島	田	裕	司	君	14番	後	藤	正	洋	君
15番	柏	樹		正	君	16番	髙	谷		茂	君
17番	竹	田	和	雄	君						

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

説明のための出席者

町			長	泉	亭	俊	彦	君
副	H	Ţ	長	近	藤	充	徳	君
総	務	部	長	加賀	冒谷	定	歳	君
総	務	課	長	野	村	雅	史	君
納	税	課	長	加	藤	慎	也	君
財	政	課	長	森	田		至	君
企	画	部	長	増	輪		肇	君
企	画	課	長	熊	谷	康	弘	君
住」	 天環	境部	長	鈴	木	博	史	君
環境	竟生	活朗	長	佐々	木	由系	己夫	君
福	祉	部	長	小	山	久	夫	君
福	祉	課	長	江			昇	君
経	済	部	長	竹	原	陽	_	君
農	林	課	長	松	浦	悟	志	君
建詞	没水	道部	長	滝	本	隆	志	君
建	設	課	長	藤	原	正	志	君
教	育多	長員	長	大	澤		勉	君
教	官	育	長	山	内	秀	治	君
教	育	部	長	高	橋		通	君

 管理課長
 山田敏行君

 代表監査委員
 米口 稔君

事務局職員出席者

 事務局長
 中越辰雄君

 次長
 五十嵐 一夫君

 主幹
 小川義則君

 係長春田秀彦君

○議長(竹田和雄君) おはようございます。ただいまの出席議員17名、定足数に達して おりますので、昨日に引き続き、平成22年第4回当別町議会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○議長(竹田和雄君) 議事日程ですが、お手元に配付されております日程表により議事 に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(竹田和雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

2番 稲 村 勝 俊 君3番 石 川 和 栄 君

を指名いたします。

◎一般質問

○議長(竹田和雄君) 日程第2、一般質問を行います。

質問順序はお手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

— <> -

通告1番、島田君の質問であります。

島田君。

〇13番(島田裕司君) 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

私も長い間一般質問からちょっと遠ざかっていたものですから、聞くところによりますと、この四、五年していないのではないかと言われておりますけれども、きょうはその分まとめて一般質問をしたいというふうに思っております。

まず、公営住宅の整備についてお伺いをいたします。町営住宅再生マスタープランは、 一体どうなっているのかということに着目いたしまして質問を続けていきたいというふう に思っております。昨年策定した第5次総合計画においても、平成10年に策定した町営住 宅再生マスタープランは、今でも住宅施策の基本方針となっていると思いますけれども、 そういうことを質問の基本としながら質問をいたします。質問の前提として、平成10年に 策定した町営住宅再生マスタープランは策定後20年くらいの先の見通しとしてどのような整備を考えていたのか、基本的な考えと建てかえ団地、用途廃止する団地、新規につくる団地、現状を維持管理する団地、それぞれその当時どこを計画していたのか、まずお伺いをいたします。

次に、第5次総合計画では、既存の町営住宅の整備に努め、老朽化した町営住宅については廃止などを含めた検討をするというふうになっております。また、高齢者や障がいを持つ人に配慮した公営住宅の整備をするという、そういう背景が総合計画に載っておりましたが、では具体的にはどのような公営住宅を想定しているのか。さらに、福祉との連携をするとは、ケアセンター的構想の設置も含めての計画があるのかどうかをお伺いいたします。まさに住宅施策と福祉政策の連携により、高齢者の生活特性に配慮したバリアフリー化させたシルバーハウジングプロジェクトを導入していくことなのかを重ねてお伺いをいたします。

次に、太美地区の町営住宅は、現在寿町内会にあるみずほ団地2棟8戸だけとなっております。昭和48年、道営住宅として建設され、築37年の老朽化した住宅で、整備の緊急性が高いという再生プランでの評価結果も出ている団地であります。みずほ団地は、再生プランでは新規団地計画にたしかなっていると思います。現在町営住宅の総数は498戸、そのうち本町地区には490戸、太美地区には8戸でありまして、現在の社会情勢あるいは住宅環境も多様化していることを考え合わせますと、町全体の公平性からいっても太美地区の町営住宅の整備は管理戸数を含め私は不足しているというふうに思いますし、再生プランの中で計画している新規団地をつくるというその計画を前倒ししてすべきというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。ちなみに、参考までに8月現在の世帯数ですが、本町市街地区17町内会あると思いますが、自衛隊世帯を除きまして3,758世帯、太美市街地7町内会1,843世帯となっており、世帯数ではおおよそ2対1の割合であります。

次に、町営団地8団地ありますけれども、ひまわり団地、前の第二中央団地ともいっておりました。2カ所目がもみじ団地、旧第一中央団地、3つ目が樺戸団地、4つ目が末広団地、5つ目が旧春日団地、新春日団地の残った古い春日団地、6番目が東町団地、7つ目が北栄団地、そして8番目が太美のみずほ団地、これらの土地はひまわり団地以外は民地をいまだ借りておりまして、毎年土地の借り上げ料として平成22年度では1,777万を支払って借りていると、そういう状況であります。今後再生プラン等で建てかえをする用地については、団地の規模等もありますが、財政的な見地から遊休の、遊んでいるというか、使っていない公用地等を積極的に活用する方法を検討してはどうかということを考えますが、いかがでしょうか。

最後に、平成10年に策定した町営住宅再生マスタープランは、平成10年から平成20年までの10年間の計画期間というふうになっております。今では、皆さんもご存じのように、現状とはかけ離れた計画になっているのではないでしょうか。再生マスタープランでは、平成20年度までにはひまわり団地、もみじ団地のこの両団地を廃止すると、用途廃止して、

その受け皿として末広団地のほうに1期工事から3期工事をして92戸の新しい団地が平成20年までには生まれ変わるという、こういう再生マスタープランでありました。平成10年の2月に策定したこのプランは、一体何だったのかなというふうに感ずるところでございます。委託業者に任せっきりのただつくればよいだけの再生計画だったのではないかと、今となっては感じているところでございます。なぜ今まで何ら見直しもせず、財政難を理由に先送りしてきたのか、そういうことを今となっては非常に感じているところでございます。早急に庁舎内に有識者等を含めたプロジェクトチームをつくり、財政的計画を取り込んだ実効性のある再生プランに見直すべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。また、町長は、以前町営住宅の再生整備については民間アパート等の空き室の活用やPFI事業の活用などを検討したいというふうに言っておりますが、現在どのような検討がなされて、その実効性といいますか、可能性は本当にあるのかどうかということをお伺いし、私の一般質問とさせていただきます。

○議長(竹田和雄君) 答弁調整のため、5分間休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時15分

○議長(竹田和雄君) 再開いたします。

島田君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

〇町長(泉亭俊彦君) 島田議員さんの一般質問にお答えします。

初めに、平成10年に策定した町営住宅再生マスタープランは今でも施策の基本方針になっているのかということでございますけれども、施策の基本方針は現在も継続しておりますが、人口推計など社会情勢、状況が大幅に変わってきていること、また財政状況の変化によりまして、これは当然大幅な見直しを考えております。ただ、20年たってがというご質問があったのでありますけれども、我が国では今、日本国で大体5,000万戸の世帯があると思うのですけれども、それを上回る住宅が国内的には満たされていると、戦後住宅がないという、そういう時代ではないという状況がありまして、当別町におきましても世帯数と住宅、民間を含めると戸数は大体ちょぼちょぼというような背景がありましたので、そういうことでございます。

それで、町営の住宅再生マスタープランの基本的な考え方、それから事業手法についてでありますけれども、当別町営の住宅の再生マスタープランは、平成9年度において町営住宅の建てかえ期間をご指摘のとおり10年から平成20年までの10カ年計画に策定したものでありましたが、再生マスタープランではひまわり、末広団地、それからもみじ団地、その3団地、合計130を解体し、平成14年度より19年度までに末広団地に建てかえを行うと

いう、そういう基本計画、それから事業の手法というふうになっているものでございます。 次に、シルバーハウジングプロジェクトの導入検討、ケアセンターの設置計画でありますけれども、それがあるのかということについてでありますけれども、シルバーハウジングと、それからプロジェクト、ケアセンターの設置は60歳以上の高齢者が対象となる一団の町営住宅のことでありまして、一般住宅は対象外ということになりますので、現在はこれは考えておりません。

次に、第5次の総合計画での高齢者や障がいを持つ人に配慮した公営住宅の整備、それから太美地区の町営住宅の整備、町営住宅の公用地の活用、プロジェクトチームづくり、そういうようなことについて財政計画を取り込んだプランのことについてでありますけれども、平成21年度に長寿命化計画策定事業の制度が国において設置されました。この制度は、財政事情が厳しさを増す中であっても建てかえがなかなかままにならない、財政事情が厳しい中でままにならない自治体に対しても建てかえ等を含めた補助事業の対象とならなかった公営住宅の外壁だとか、あるいは屋根だとか、あるいは畳、そういう改修や改善も今後は補助の対象になるという事業でございますので、平成25年度までに策定をこれはしなければ対象になりませんので、町としては今後それに合わせて当別町の基本的な考え方として長寿命化計画のプロジェクトチームを設立いたしまして、その中で高齢者や障がいを持つ人に配慮した公営住宅、それから太美地区のご指摘のあったような町営住宅の整備、公用地についての活用も、これもご指摘のとおりいろいろありますので、財政計画について検討して策定していきたいというふうに考えております。

次に、民間アパート等の空き室の活用、それからPFIの事業の活用を検討しているかということでありますけれども、長寿命化計画を平成25年度に策定しますので、その後に民間のアパート、それから空き室の活用、そういうことについてPFI事業活用について検討していきたいと思っております。

以上で答弁といたします。

- 〇議長(竹田和雄君) 島田君。
- **〇13番(島田裕司君)** 大変明瞭に簡単に説明していただきまして、ありがとうございます。

何点かについて質問させていただきますけれども、町長が今おっしゃったように、町営住宅の再生プランについては見直していく必要が当然あるのだということでございますけれども、私がまず言いたいのは、第5次総合計画策定のときに、あわせてこの住宅再生マスタープランも見直す中で第5次総合計画をつくるべきだったのではないかなというふうに、今となってはそういうふうに感じておりますけれども、なぜそのときに、第5次策定のときにこの町営住宅再生マスタープランも見直さなかったのか、これをぜひ聞きたいというふうに思っております。

一部町民の中には大いに期待して、春日団地が新しく建てかえになると、私どこかの機会で、議場ではなかったかもしれませんけれども、次はどこを建てかえるのだという話し

したら、末広団地だと、それも高齢者対応のそういう住宅を建てると、それはどこかの機 会で部局もそういう答弁をされていたというふうに記憶しております。それがまさにその 町営住宅再生マスタープランの計画の概要を言っていたのだと思います。しかしながら、 今の町長の答弁では、平成21年度から25年度までに長寿命化計画を策定した中で、今まで 補助対象にならなかった老朽化した町営住宅の屋根とか外壁とか床でしたか、そういうこ とも補助対象になる、そういうことで対応していきたいという、そういう答弁だったかな というふうに思います。それも25年を過ぎてから実際はそういうことになる、早くても25 年ですから、まだ3年も5年も先の話だというふうに思います。私は、少なくとも今既存 にある老朽化した住宅を改修して活用してこれからもずっといくほうが必ずしも財政的に はいいことではないのではないかなというふうに思っております。それは、先ほども申し 上げたように、ほとんどの町営団地の底地は民地でありまして、借り上げ料、先ほど言い ましたけれども、年間1,700万以上、これ古い団地でしたらもう38年とか40年たっていま す、昭和38年とか39年代に建設した団地もありますから。それは、今の金額ではありませ んけれども、私は少なくとも既にもう3億や4億近く地代として払っているのだろうなと いうふうに思います。それをまたどこも用途廃止しないで、これからもずっと改修して、 底地の分はずっと民地に頼りっきりでいくと。私が言っているのは、ですから遊休の公用 地に建てかえたほうが町の財政からいっても得でないのかということを私は言いたいわけ でありますので、長寿命化計画をつくった中で、では建てかえをするということになるの かどうか。ぜひ建てかえする団地は、やはりこの団地とこの団地は到底維持管理だけでは 将来的にはできないという、そういう建てかえする団地はやはり明確にすべきだというふ うに思いますので、その点についてお伺いをしたいと思います。

また、先日こういう一般質問をするという関係もありまして、近隣の公営住宅について調べているうちに、南幌町のシルバーハウジングプロジェクトで建てた公営の住宅を見る機会がございました。これは、道営の住宅なのですけれども、建てたときは道営住宅で建てて、シルバーハウジング、要は高齢者対応の住宅が20戸、そして一般の居住者、一般の公営住宅が40戸の計60戸の建物でしたけれども、これは南幌町の2000年という、今からもう20年も前からそういう取り組みをしておりましたし、住宅マスタープランというのを町でつくっておりました。この住宅マスタープランというのは、一般の住宅の供給状況、そして公営、町営の公共が供給しなければならない住宅、あるいは高齢化社会へ向けて施設との連携を図っていきながら、町にどういう形で住宅を供給することがいいのかという、そういう計画をもう既に20年も前からもつくって、その結果道営団地を誘致することができたというお話を伺ってきました。そういったこと一つとっても、今の当別町の公営住宅行政は近隣の町村と比べても非常におくれていると、これが率直な私の考えですので、町長はシルバーハウジングプランは一般の人が使えないので、それは今考えていないというお話でしたけれども、道が今そういうプロジェクトを推進しておりますし、公営住宅をた大く幅改修とか、そういう手先の手段で改修するのではなくて、やはり少ない戸数でもい

いですから、ぜひそういった中で、土地代は私が今ちょっと考えただけでも、ゆとりっち 稲穂の残った区画、今聞くところによりますと、まだ22でしたか、27ぐらい残っているか もしれませんけれども、まとまった集団として10区画ぐらいあります。これ 1 つ100坪ぐらいの平均ありますから、1,000坪ぐらい。例えばああいうゆとりっちの今土地開発公社 が持っている土地を有効に活用するとなれば、僕はあそこでも20戸ぐらいの戸数が建つだろうというふうに思っております。

また、そういった意味で公用地は、公民館跡地、これは前から町も処分したいという考えもありますけれども、ああいう公民館の土地も5,000平米ぐらいあるというふうに部局のほうに聞いておりますし、公民館のあの敷地にもし最大限の公営住宅を建てるとしたら、どのぐらいの規模が建てれるかというおおよその概算ですけれども、お聞きしますと、春日団地の新しい2棟、4階建ての2棟分ぐらいは建てれるのでないかなと。これは、正確かどうかわかりませんけれども、もしそういうことが可能であれば、25戸の戸数が2棟建てれると、これで50戸ぐらいの町営住宅も建てれる可能性があるかなというふうに思っております。

あと、先ほど言いましたように、町の土地ではありませんけれども、道の土地も道と連携して、公営住宅法はやはり国と地方公共団体が協力して低所得者に住宅を安い家賃で提供するという、これは法律で決まっているわけですから、北海道あるいは国にそういう土地を活用して私はぜひ建てかえを、ぜひそういう計画を早期に持ってやるべきだと。道の土地といえば、一番私が気にしている土地はゆとろの隣の、勝手に思っておりますけれども、道民の事務所のああいう土地を道と協議しながら、例えば道民の森の事務所を一画に入れながら道営住宅ができないのかなと。そして、南幌町もそうでしたけれども、道から委託管理を受けて指定管理者制度の中で道が管理運営をすると。こうすることによって非常にコストもかかりませんし、収納対策、当別町は500戸ぐらいの戸数で6,600万ぐらいの家賃収入ありますけれども、そういった面でどうしても滞納が5%ぐらい出て、300万以上いつも未納になっていますけれども、そういった点についてもこれは道がそういう業務をするというふうに私は聞いておりますので、そういった意味では責任がある程度逃れるという、変な言い方ですけれども、そういうメリットもあるのかなというふうに思っております。

また、PFIについては、町長も長寿命化計画策定後、空き室もあわせて考えているというふうに言っていますけれども、現在はそういう考えはないということですよね。民間のアパートの活用をするにしても、今のところそういう考えを持っていないというふうに私は思っております。民間のアパートの空き室を活用するといっても、なかなか第5次の総合計画の中で言っている高齢者や障がい者に配慮した公営住宅を供給したいという、そういうことと私は相反する方針だというふうに思います。民間の当別のアパート、今26%ぐらいあいているとお聞きしていますけれども、たとえ300戸ぐらいあいているにしても、ただそこを虫食い的にあいているところだけに入居者を押しつけたり、場合によっては条

件の悪い階の上のほうになったり、そういう政策は高齢者、これから迎える高齢化社会に対応する公営住宅の施策には必ずしもならないと思います。ですから、建てかえのときの一時的に空室対策として民間の空き室を利用するということは当然必要ですけれども、政策的に空き室をやるということは非常に困難なことだし、矛盾している政策、町長の政策とは矛盾する政策だなと私は思います。PFIについては、私もいろんな人とお話しする機会の中で、例えば当別の駅前のJAさん、北石狩農協さんあたりに、農協が公営住宅を建てて、その中に町のいろいろな施設やら農協の施設が入って、その上の階を高層にして高齢者、公営住宅にすると。これは、町の中心地にそういう施設ができることによって購買力が高まったり、非常に経済効果もあるし、町のにぎわいにもつながる、一つの案ですけれども、私も二、三日考えただけでもそのぐらいは少なくとも出てきますので、ぜひ町長はそういった点、21年からスタートしている長寿命化計画どうのこうのと言うよりも、すぐに庁舎全体でプロジェクトチームをつくって住宅マスタープランをつくる中でそういうことも総合的に検討していただきたいというふうに思っております。

時間が余りないので、以上で再質問とさせていただきます。

〇議長(竹田和雄君) 町長。

〇町長(泉亭俊彦君) 島田議員さんの再質問にお答えしますけれども、島田議員さんも 監査をやっていただいておりますので、十分理解されていることで釈迦に説法になると思 いますけれども、第5次総合計画を立てるときは当別町は瀕死の状態であったわけであり まして、そういう財政状況、そういう中からまずは財政再建を優先して私たちは多くの町 民の意見を聞いて約2年くらいかけてつくったわけでありまして、それについてはもう議 会でも十分理解いただいたと思います。その背景は、先ほど申しました日本全国で正確に は2008年の10月1日、国の調べでは世帯数というのは5,025万世帯ぐらいあると、先ほど そういうことをトータルを申し上げましたが、国の数字は別としまして、当別町では現在 1,874人おりますけれども、世帯数にすると1,778世帯今あるわけでありまして、ではその 人たちが住む場所がないかというと、それ以上に実は住む場所があって、町営住宅の498 を含めると7,849世帯、戦後の住むところがなかった時代ということとは違うということ で、住むところがないということであれば、これは町はどんなことでもしても、やっぱり 引揚者住宅もありましたし、農家の納屋を借りてもありましたし、そういう生活をお願い していた時代があったのですけれども、とにかく当時は民間の土地をお借りしなければな らないというような状況の中で町営住宅をどんどんつくってきたのでありまして、その過 程の中では当別町は道営住宅を誘致する運動を過去2回行いましたけれども、北広にそれ ぞれ競争に負けたという形でございます。

しかし、今考えてみると、道営住宅が本当に当別の発展になったか。私たちは、第5次総合計画の中では住宅政策以上に他の全般的な育児あるいは福祉、教育、そういうことを優先せざるを得ない、そういうことで第5次総合計画を立てた。しかし、伊達町長さんの時代につくった、9年につくった10カ年の計画について、それをやっぱり見直しするとい

うことはなかなか容易でないと。住宅政策をゼロにすることはできないから、それはその まま残しておこうという、そういうことも多くの町民の合意のもとに進んできたわけで、 住宅政策をなおざりにした覚えはないのでございますが、現実の問題として今島田議員さ んがご指摘あったことにつきましては、長寿命化の計画策定事業、例えば今国は4,436万 世帯のうち5,025万の住む家があると、建物があると、そういう中で実際に65歳以上の人 と同居しているのは、日本には1,861万世帯の人たちが同居していると。そういう人たち が先ほどの町営住宅の場合は60歳以上ということでなければならないということもあって、 プロジェクト、ケアセンター、そういうような問題と抱き合わせていくと、そういうハー ドルがあるということの中で、民間ではこれから日本では、大体今まで日本の住宅という のは26年くらいで耐用年数がトータル的には切れると、外国では例えばイギリスあたりは 住宅というのは75年くらいもつものだという、そういう常識になって日本の3倍ももつの が外国の住宅ですから、日本でも今考えていることは省エネのホームだとか、あるいは長 寿命の住宅を建てる者には優遇措置をとると。例えば税法上の優遇措置をとる、それには 補助金もつけると。省エネホームにも優遇制、あるいは補助制度をつくると、こういうふ うになってきますと、急いで町が、今町営住宅がなくてどうにもならないという人が何百 世帯もあるということでもないのに、第5次計画の中にそれをもし入れたとして、つくっ たとしても民間の方に競争ではやっぱり勝てないだろうという、そういう考え方があって 第5次総合計画は策定していただいたというふうに思っております。

そういう中で私としては、個人的にはやはりその町の計画を生かしておく中で、大学の問題もありますし、どうか民間の方々が貸し間業を前向きな姿勢で考えていただけないものだろうかという願いがありました。ですから、そういう町の計画を取り下げてしまわないほうがよいだろうという、そういう私の思いがありましたけれども、民間のほうもなかなか経済的に厳しい状況の中で、町を出し抜いてどんどんいい理想的な住宅をたくさん建てていただけるという状況にはなかったということがありますので、島田議員のご指摘のようなことについて、ここでやっぱり真摯に考えていく時期になったと。したがいまして、25年がタイムリミットですから、言われているように、庁内的なプロジェクト、あるいは民間の有識者の方にも入っていただいてそういうものを策定していくということの中で、相なるべくは町の貸し間業の方々、あるいは現在の空き住宅、そういうものを活用するような方法で町民の望ましい住宅を続けていかなければ、検討していかなければならないと思います。

私は、常々島田議員さんから答弁が長いよと好意的なご助言いただいておりましたから、きょうは意識して短く要を得た答弁をさせていただくつもりでございましたけれども、ちょっと長くなりつつありますので、残余のことについては議長にお許しをいただいて、答弁漏れの部分などあっては失礼ですので、ちょっと休憩いただいて整理をさせていただいた後に答弁を続けさせていただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長(竹田和雄君) 答弁調整のため、ここで5分間休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時51分

○議長(竹田和雄君) 再開いたします。

島田君の再質問に対する町長の答弁を求めます。 町長。

〇町長(泉亭俊彦君) 島田議員さんの質問に再度答弁させていただきますが、借地などの点についてはいろいろもっと費用をかけない方法があるのでないかということがございましたが、今借りているものをお返しするということになると、用途廃止しなければならないので、それにはやっぱり計画が必要でありますから、町営住宅の再生マスタープランだとか、長寿命化策定の事業に乗っていく計画をつくらなければなりません。

また、建てかえ団地の公表についても同様でございます。

また、公用地の道の土地だとかいろいろなところがあるということについて、いろいろご意見をいただきましたけれども、それにつきましても上下水道の関係、公園の関係、いろいろなことについてコストがどうなるのかということについても、やっぱり町営住宅の再生マスタープランを立てて長寿命化計画策定に合うかどうかということをやっていかなければならないと。

また、民間の空き部屋については、300ぐらいあいていることはもう相当前から把握しておりますけれども、例えばアパート業の方々と話をしてきた中では、町がある程度補償してくれるというか、家賃などについて担保してくれるのであればという前提がついてくるということでございまして、こういうことも当然貸し間業の人としては出てくる条件かなと思います。そういうことにつきましても不用意にこちらから呼びかけると、やっぱりご迷惑をかけてしまいますので、あくまでも民間の方は民間の方で努力をしていただく、そして町が町民のためにどういう役割を果たしていくか、すべてはやっぱり町営住宅マスタープランをつくらなければ、申し上げますが、第5次策定のときは我々は、私のみならず町全体がそういう余裕はなかったと。しかし、今ここへきて少しそういうことについて、課題にしておったことについてスピードを上げて取り組まなければならない。そのためには、何といってもやっぱり計画をつくらなければならないということでございますので、タイムリミット、25年ですから、できるだけ庁舎内外のいろいろな有識者とともにその策定にかからなければならないというふうに考えます。

以上でございます。

- 〇議長(竹田和雄君) 島田君。
- ○13番(島田裕司君) 再々質問をさせていただきますが、第5次総合計画の中で町長

が住宅政策の中の背景、住環境整備をするという中での背景に、高齢者や障がいを持つ人に配慮した公営住宅の整備が求められていますと、こう総合計画の中でおっしゃっております。ですけれども、今の答弁を聞いていますと、そういう背景はあるけれども、高齢者やそういう人に配慮した公営住宅はできないということなのか、何かそのように聞こえるのですけれども、そういうことなのかをもう一度確認をさせていただきたいと思います。

それと、最初から町長が言われているように、当別町には住宅で困っている人は今いないのだということです。十分戸建ての家もあるし、公営住宅も500戸も用意しているし、住宅で今困っている人はいないのだと、そういう認識かというふうに思いますけれども、私はそういうことではないというふうに思っております。あくまでも公営住宅というのは、一般のいわゆる民間でやっているような公営住宅には高くて入れないと。ですから、国や地方公共団体が公営住宅法にのっとって低所得者の人たちも十分そこに入って文化的な住みよい生活ができる、そういう住宅を供給しなければ、一緒に協力して、道、国と協力してやろうという法律ですので、そういう所得の少ない人のための住宅は必ずしも満足にあるというふうには私は思っていませんし、これからまして高齢化社会迎えるに当たってはそういう需要がふえるというふうに私は思っています。そういう調査をぜひ含めて早急にやっていただきたいというふうに思っています。

もう一点ですけれども、シルバーハウジングプロジェクト、これは町長が先ほどから言っていますように高齢者、入居対象者が60歳以上、あるいは障がいのある人とかその配偶者から成る世帯とか、ただそこには生活支援サービスという、そういうLSAという手助けをする人を配置しなくてはいけないという、要は高齢者対応の公営住宅ですけれども、やはりそういうのをこれからつくっていかなくてはならない。そういった場合には、大規模になるかはわかりませんけれども、長寿命化計画の中での補修、改修だけでは私はできないというふうに思います。ですから、そういう長寿社会対応型の住宅をぜひ今度の新しい住宅マスタープランの中で取り入れていただきたいと。それが取り入れれるかどうかをぜひ答弁していただきたいと思います。

時間余りないと思いますけれども、要は公共の遊休している土地に建てかえたほうが財政的に得だというふうに私は思っております。今のところで例えば大規模改修するにしても、ではその期間どこで空き室対策を政策的にやろうとしているのか。できますか、それ。壁も壊し、床もはがして、そういう世帯をどこで吸収して面倒見てしようとするのか。では、住宅直して、直して使えるだけ使って、ずっとこれから30年も40年も本当に建てかえをしないでやれると思っているのか最後にお聞きして、私の質問といたします。

〇議長(竹田和雄君) 町長。

〇町長(泉亭俊彦君) 島田議員さんにお答えしますけれども、私は住宅に困っている人がいないという認識は持っておりません。ただ、当別町の世帯数より当別町には住宅があると、数があるのだということ。ただ、ニーズがありまして、高齢者になられたので、例えば農村部の一軒家のところにはおれないから、より買い物や病院などに便利なところに

移りたいという方がいるとか、勤めの関係でこういうところに住みたいとか、そういう個 々のニーズはたくさんあると思います。ですから、多様なニーズになっていくと思います。 そういうことについては、問題はあると思っていますが、これを一々、一つ一つのケース について十分に満たしていくためにはやっぱり町のしっかりとした計画がなければならな い。第5次の計画のときにはそこまではなかなか、町自体が財政再建をまず優先しなけれ ばならない、そういう事情だったわけでありますから、それはもうまずしっかりとした再 建をしていかなければ、新たな起債がどんないい計画をつくったとしても認められないよ うなことになっていくと大変だということは、もう島田議員さんも十分認識されておった はずでございますから、そういうことをクリアできたのですが、国のほうでも今計画をつ くるについて、例えば先ほど答弁させていただきましたように、省エネのリフォームだと か、そういうふうにしなければならない、それから長寿命化の住宅をしなければならない という国の政策にのっとったことにはいろいろ優遇措置していくということになると、当 然民間の方もそういうことを意識して建てていくわけでありますから、町で町営住宅を建 設するということになると、それに同等、あるいはそれを上回るようなしっかりとしたこ とを考えていかなければならないということで、ただ住めればいいというものではないと いうことを考えていくということになると、これからしっかりとした計画を策定しなけれ ばならない。

最初からご指摘ありますように、今借りている民地は無駄でないかと、高いのでないかということについては、私も町長に就任したときから実はそれを意識しておりまして、職員にも2度ほど実は指摘したのでありますが、例えば町の職員でかなりいい立場におる人が地代金をいっぱいいただいておった例もありましたので、給料もあるのだし、何とかならないかというようなことをちょっと考えたことがありました。しかし、それは簡単にこちらの都合でお返しするわけにいかないという事情があるということが私もすぐわかりましたので、そういうことでなかなか、町の都合でお借りした、今度は要らないからお返しするというふうには、日本ではそういうふうにはならない。ですから、計画をきちっと立てて運営、そしてそれぞれ計画に沿って更改するなり、用途廃止するなりしていかなければならないということでございますので、いずれにしても町営住宅の必要な方がおられるということ、また合理的な住宅政策が必要だということについては島田議員さんのご発議のとおりだと私も認識いたしておりますので、今後ご発議ありましたことを踏まえまして、町では25年までにできるだけ厚い層で立派な計画を立てるように努めたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたく思います。

以上で答弁といたします。

- ○13番(島田裕司君) 高齢者対応の住宅を建てるか建てないか。
- **〇町長(泉亭俊彦君)** ですから、そういうことも、ご発議ありましたことをすべて計画 つくるときに幅広く有識者の人に入っていただいて立てていきたいというふうに考えてい るというふうに申し上げたつもりでございます。

- ○13番(島田裕司君) 建てかえするということも含んでいるということですか。
- ○議長(竹田和雄君) 島田議員さん、よろしいですか。
- **〇13番(島田裕司君)** 答弁がちょっとかみ合っていないところがあると思うのですけれども、建てかえという計画は全然ないということでいいのですか。建てかえないで全部改修でいくということですか。それを認めているのですか。
- ○議長(竹田和雄君) 町長、時間ないです。
- 〇13番(島田裕司君) 答弁漏れ。
- ○議長(竹田和雄君) 答弁漏れということで。
- ○13番(島田裕司君) そういうふうに聞こえているから、聞きたいと思います。
- **〇町長(泉亭俊彦君)** 最初に答弁したつもりでございますけれども、例えば前段島田議員さんがどこかで聞いたことがあるというふうにご発議ありましたように、お互いに勝手な話をすることはできません。そういうことですので、25年にあわせてプランをつくるということをきょう申し上げておりまして、その中ですべては庁内だけでなくて庁外の住民、有識者の方も含めて、ニーズのとらえ方は同じだという認識だということ、そういうことを満たすためにどういうものをつくるかということについて早急に取り組みたいということを答弁したつもりでございます。
- ○議長(竹田和雄君) よろしいですか。
- ○13番(島田裕司君) はい。
- ○議長(竹田和雄君) 以上で島田君の質問を打ち切らせていただきます。 次に、通告2番、柏樹君の質問であります。 柏樹君。
- ○15番(柏樹 正君) 議長のお許しをいただきましたので、一般行政について一般質問を行います。あしたから決算委員会がありますので、きょうは簡潔に質問したいと思いますので、町長の適切な答弁を求めたいと思います。

まず、5リットルごみ袋の導入についてであります。本町では、有料化に伴って指定ごみ袋が導入されて数年経過しております。利用状況や町としての一定の総括もされていると思いますが、このことについては後ほど決算委員会などでお聞きをしたいと思っております。本町の単身者、高齢者は、今の島田議員の質問とのやりとりもありますが、今後さらに増加をしていくというふうに思われます。これに伴って当別では今現在の1回当たりのごみの排出量は、これらの家庭の燃えるごみの場合少ないものと思われます。実際に伺いますと、10リットルのごみ袋は利用しているけれども、大きいので、そんなにたまらないと。ためてから出すか、あるいは毎回少量でも生ごみは小まめに出していきたいという声が最近多く聞かれます。特にことしの夏のように暑い日が続くと、生ごみなどは衛生面からも小さ目の袋の必要性を感じるのは当然とも思います。製作のコスト面、あるいは現行の種類の増加、今4種類ですか、が増加をさせるのが困難なのかもわかりませんが、ごみ袋の金額を抑える効率性というか、種類が多くて生産数量が少ないと生産単価が上がっ

てしまうという、そういうコスト面等もあって現行が続けられてきていると思うのですが、 札幌市などでも5リットル袋を使っておりますし、当別町でもぜひ導入を検討すべきとき が来ていると私は考えますが、町長の見解についてお伺いをいたします。

次に、今年度の除排雪体制についてお伺いをいたします。環境整備協同組合とことしも 委託契約を結ぶことだと思いますが、昨年までのさまざまな意見、町としての総括の上で より充実した体制で臨むことを期待しております。除排雪にかかわる住民からの要望は、 毎年具体的に町にも寄せられてきていると思いますが、本年度新たに対応すべき具体的な 課題があるのかどうか、除雪、排雪の基準などに変更点があるのかどうかお伺いをいたし ます。

また、市街中心部での歩道の確保についてでありますが、お年寄りや子どもたちが車道を通らなければならないようなところもあり、安全面から本年も特に留意していただきたいと思います。具体的には、例えばの話ですが、当別駅前から当別小学校に向かう道路、5号線ですか、何号線とかいう話ですが、それに中通、それから中央通の交差点付近など、例年凍結や車道歩行を余儀なくされていて、なおかつ交通量の多いところがほかにももちろんあると思いますが、昨年もいろいろ意見があったことでもあって、万全を期して従来以上に気を配って対応を求めたいというふうに思います。その点で町長の答弁を求めます。

これには、相当毎年契約段階というか、協同組合とのやりとりの中で除雪にしろ排雪にしるまざまな具体的な町民からの意見を町で対応したり、そこと協議の中でされていると思いますが、道路間のいわゆる時差によって、例えば都市計画街路を先に歩道部分を除雪して、その後に町道だとかに入っていくと、結局そこにまた雪がたまってしまって実際に通勤、通学のときにそれが邪魔になるというような、そういう具体的な問題などもあって、それは先般この一般質問を書くに当たって関係の部局ともそれらの改善を要望してきたところですが、そういう具体的な問題についても住民からもいろいろ要望ありますので、この点についてことし特に留意をしていただきたいという立場から質問をいたします。

○議長(竹田和雄君) 答弁調整のため、5分間休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時15分

○議長(竹田和雄君) 再開いたします。

柏樹君の質問に対する町長の答弁を求めます。 町長。

〇町長(泉亭俊彦君) 柏樹議員さんの一般質問にお答えしますが、最初に5リットル袋の導入についての質問でございますが、当町の家庭ごみの有料化につきましては平成18年10月から実施しておりまして、町民の皆さんのご理解と協力によりまして、家庭ごみの排

出量として18年は6,514トンあったのですけれども、21年度は4,183トンということで約4 割くらい減量化が進んでいるのはご承知のとおりだと思いますが、町が家庭ごみの有料化 に踏み切った大きな理由はごみの減量化を進めていく必要性と限りある資源を無駄にしな いという体制の確立が必要であったわけでありまして、少しでも新たなごみになるような ことは避けられないかということがまず根底にあったということをご理解いただきたいと 思いますが、有料化実施に伴いまして町指定ごみ袋の種類は、石狩管内の近隣の市の状況 も確認して10リットル、それから20リットル、30リットル、40リットル、4種類に設定さ せていただきまして、ずっと現在に至っておるのでございますが、平成21年度のごみの袋 の売り上げとしては10リットル袋が全体の約30%、それから20リットル袋が35%、それか ら30リットル袋が21%、40リットル袋が14%とだんだん減って、大きいほうが少なくなっ てきているという実情にはあります。それで、20リットル袋が4種類の中で一番高い状況 になっておりますが、ご指摘のとおり石狩管内でも札幌市など合計3市が5リットル袋を 採用しております。そのごみ袋の製作には、高密度圧縮ポリエチレンが原料になっており ますので、単純に比較しますと、10リットル袋1枚と5リットル袋2枚を製作した場合、 5リットル袋のほうが30%高くつくということになりまして、10リットル袋1枚が6円く らいで、5リットル袋は4円から5円ぐらいに割高感があります。しかし、柏樹議員さん ご発議のとおりで、高齢者はやっぱり単身世帯の中で5リットル袋の要望が出ていること を踏まえまして、今後5リットル袋が町民にとってどの程度必要なのかということについ て町民から聞き取りをさせていただきまして、またいろんな団体だとか、あるいは今ごみ 袋販売に協力いただいておりますところに簡単なアンケートなどを実施させていただきま して、住民ニーズの高まりを慎重に確認しながら新たな対応を検討してまいりたいという ふうに考えております。

次に、除雪でございますけれども、初めに除排雪体制について町民の要望に具体的な対応策を考えているのかということでございますけれども、除雪については17年度から19年度の3年間にわたりまして町内会長を中心として除排雪の打ち合わせ会議の中で廃止路線による見直しの協議、それから19年度には26の町内会長で雪対策協議会を設立しまして、みずから生活道路の排雪を行い、3年間経過しておりますが、特に混乱もなく進んでいるものというふうに確認いたしております。今年度も例年どおりの基準に基づきまして、道路については町道、それから私道を含めまして全長約308キロメートルの除雪、それから歩道については28キロメートルの除雪、または幹線道路の排雪については36キロメートルの排雪、排雪量としては9万5,000トン、9万5,000立方メートル、簡単に言うとトンになるかと思いますが、の排雪を行っておりました。また、国道、それから一部要望がありました道道との交差点、町道との排雪時間の、道路の除雪と交差する歩道の部分について置き雪だとかについて、北海道開発局だとか北海道と除雪の仕方、時間帯、どうしても時間帯が歩道が後になったりすると、そこに雪がどうしても残るというようなこともありますので、この点については協議をさらに進めまして安全な道路の確保に努めておりますけれ

ども、今年度さらに道路のパトロールを強化しまして安全な道路の確保に努めてまいりた いと思っております。

それから、中心市街地の歩道の確保は安全面から充実させるべき課題と考えておりますが、対策はどうかということのお尋ねでありますけれども、市街地の道路は歩道のない道路、それから交通量の多い道路の交差点など、近年は冬場高温のためにつるつるになり、滑りやすいことから、安全対策として焼き砂を散布することについて安全な路面の確保に努めておりますが、今年度もさらに道路パトロールを強化して適切かつ効果的な散布を行って道路の安全に努めてまいりたいと思います。

また、町内会とそれぞれ対策協議会をつくって、相当定着して、ほとんど問題はないというふうに考えておりますが、一部に町の地区担当職員制度を置いたことがあたかも町長の独断であるかのような誤解を招くようなご発言もあるやに聞いておりますけれども、これは町内会の会長さん方がだんだん高齢化されていることと、それから多様なニーズにこたえるために町のほうがサポートすべきだという、そういう考え方で先例地を町内会長さん方もご視察されました結果、担当職員を置いているということで、かなりこの制度も定着してまいりまして、道路の安全面なんかについても地区の担当職員、特に今回の水害についても担当職員がかなり朝早くから巡回をしていろいろ状況を掌握して、場合によっては町内会長さん方といろいろ連携をとることが非常に定着化してきておりますので、今後もご発議の点につきまして担当職員あるいは町内会長の方々と連携を密にして安全な道路を確保していきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で答弁といたします。

〇議長(竹田和雄君) 柏樹委員。

〇15番(柏樹 正君) 町長から答弁をいただきました。5リットルごみ袋の導入については、住民側からするとごみの処理に10円、20円といえどもお金をかけることに対する抵抗感というのはやっぱりあります。そういう意味からも考えると、今前向きに検討されるというふうに受けとめて、ぜひ積極的に住民からの意見を聞いて導入していただきたい、早目にそういう方向に持っていっていただきたいということを希望しておきたいと思います。

それから、道路の問題なのですが、歩道の確保について例として先ほど述べた箇所は例年交通安全上留意されてきたところだと思うのですが、お年寄りが滑って転倒して骨折をしたり、また小学生などが下校時に歩道が十分でないために車道のすぐわきの雪山に登って危険だと思う場面に遭遇したこともあります。そういう意味では、路面状況をよく把握して道路管理の迅速な対応を特に配慮していただきたいのと、これは通告しているわけではないのですが、通園、通学時の安全指導については教育委員会のほうでもかかわるところをぜひ要望をしておきたいと思います。そういう点でことしそういうことで事故の起きないように、私たちも当然気をつけますが、行政側もそういう配慮をしていただきたいということを希望して質問といたします。答弁は必要ありません。

○議長(竹田和雄君) 以上で柏樹君の質問を打ち切らせていただきます。 ここで議長が交代いたしますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

○副議長(髙谷 茂君) 再開します。

次に、通告3番、小早川君の質問になります。 小早川君。

○5番(小早川孝男君) 議長のお許しを得ましたので、通告に従って、一般質問をさせていただきます。

過去113年間で最も暑い夏だそうですが、町民はひたすら生活安定のため必死になって 頑張っています。町長を初め役場職員も、当然とはいえ全体の奉仕者として冷房機器のな い施設の中でうちわと何台かの扇風機を頼りに日夜業務に当たっていること、大変ご苦労 さまでございます。

さて、本題に入りますが、ことしのお盆のお墓参りのとき、そして先日の8月24日のゲ リラ豪雨のときの東裏墓地の状況は本当にひどかったのです。また、一方では、私たちの 当別町はことしで開基140年を迎えようと、駅前大通には早くからのぼりを立てて10月10 日の日を迎えようとしていますが、この140年の歴史を代々にわたって築いてきた先人た ちが眠る墓地内が大雨のたびに水浸しになってしまうような状況、おくればせながら今回 よくよく知らされました。ここに8月24日の写しを持参してきたのを、ちょっと遠いから 見づらいところもあるでしょうけれども、こういう状況にもなっていたのです。まるで河 口湖に映る逆さ富士のように墓石が連なって水面に映っている模様、このことは全くいた だけないのでないでしょうか。泉亭町長、町長自身の言葉の中にもあるように、この町の 140年の歴史を築いてきたのは殿様や一部の著明な人の力だけではないのだと、明治の4 年からその生涯をこの地で終えていった人たち一人一人の汗の結晶なのだと、その多くの 人たちの眠り続ける居場所の墓地がいっときであってもこのように水浸しになるのでは、 それこそそこに眠る声なき声が言っていると思います。私たちの居場所、余りにもひどい のではないかと。申しわけない、すぐにかかりますとの思いで、まずは排水対策、加えて 使用通路の道路網の改良、何カ所にも山積みになっているごみの山などなど、総体的な整 備に取り組んでほしいのです。今回のような思いは、思いがさめやらぬうちに取り合わな ければだめなものと思います。年に1度か2度しか人の寄らない場所の整備は、何となく 後回しになりかねないので、今回あえて取り上げた次第です。議長がかわられましたけれ ども、議員最古参の竹田議長さんからの強い申し入れも兼ねていますので、心した答弁の ほどをお願いします。お願いします。

終わり。

○副議長(髙谷 茂君) 小早川君の質問に対する町長の答弁を求めます。 町長。

○町長(泉亭俊彦君) 小早川議員さんの一般質問にお答えをさせていただきますけれど も、墓地整備に関する要望についてのご質問でございますが、先月大きくは2度、トータ ル3度あったと思いますけれども、大雨によりまして町内の11カ所ある墓地のほとんどが いろいろと被害がありました。ご発議の東裏墓地は、平野部でありますので、一部冠水い たしました。そのほかにも実はいろいろな場所がありまして、私もこの東裏墓地も実は見 ております。まず、1度目のお盆前の11日から12日にかけては、駐車場の東、西側の2カ 所が冠水いたしまして、職員による側溝のごみの撤去作業などによりまして12日のうちに 水は引いたのでありますが、そのときは冠水するということにはならないで終わったので ありますけれども、2度目がお盆の後の22日から24日にかけてでありましたけれども、今 までにはない小早川議員さんのご指摘のとおり大雨であったことから、南西側と北西の2 カ所に大きく冠水をいたしまして、職員による側溝などのごみの撤去をしたこと、また雨 がやんだこともありまして24日中に徐々に水が引いていきましたけれども、25日にはほと んど引いた状態になりましたけれども、このときは最初のときと違って墓地全体に冠水す るところが非常に広がったという状況は把握いたしておりまして、冠水面積は1,000平米 くらいにはなるのでないかと思っておりまして、墓地全体の3%から5%くらいは水浸し になったという状況でございまして、最大深いところはとても長靴でも上から水が入るく らい、20センチくらいはあったというふうに私も承知しております。2度とも特に墓地が どうかなるというようなことはなかったのでないかとは思いますが、そういう状況で、要 するにこれは墓地の外回りの側溝が非常に排水が不備で十分機能しないということで、こ の対策が大事でないかと思います。特に南側の側溝が不備であったというふうに思われま すので、今後整備するために調査を行いまして、この水がどういうふうに流れていくか、 どうなのか、そういうことを目測いたしまして、今回のような冠水を最小限度に抑えられ るように抜本対策を講じたいというふうに考えておりまして、町の第5次総合計画でも墓 地の環境保全に努めることを挙げておりますので、今後事務事業の政策評価を進めていく 中で、こういう中で具体的に年次計画を立てまして必要な環境整備を進めていきたいとい うふうに考えてございます。当別町では、先ほど申し上げましたように、10カ所以上の墓 地がありますが、今総体的には墓地として余っているところは一、二カ所しかありません ので、今の墓地、それぞれの既存の墓地は非常に重要な墓地でございますので、それを維 持していくということ、当別町外では墓地を持つということについては墓地を買う段階で もう将来の分の負担も求められるところが民営墓地の場合はあるように聞いておりますだ けに、小早川議員の質問のとおり、開拓の時代からの私たちの先住者が祭られている神社 については、事務事業の評価の中で具体的に整備の年次計画を早急に進めるようにしてい かなければならないことだというふうに考えておりますので、以上をもって答弁といたし

ます。

- 〇副議長(髙谷 茂君) 小早川君。
- ○5番(小早川孝男君) これを契機にという言い方は、ちょっとあれなのですけれども、こんなひどいことにならないように、ましてや130年だ、140年だ、150年だと築かれたその地でそれこそ大きな不安なく毎日我々は生きておれるのも、何代にもわたって、今はこの地にしかおられない、そのことを考えると、当然あす生きていく、そのほうが大事かもしれぬけれども、あわせてそういうことも考えてやってくれると、そういうことなので、質問事項として取り上げてよかったなと、そういう認識で終わりたいと思います。

大変どうもありがとうございました。

- 〇副議長(髙谷 茂君) 町長から発言どうぞ。
- 〇町長(泉亭俊彦君) 前段の島田議員さんのときもそうですけれども、ここで歯切れよく断定的な答弁をしないことに不満がおありかもしれませんけれども、私としては重く受けとめていることで、町長が大きな声、大きな発言にはわかりやすい答弁をする、わかりやすくない答弁をするという差をつけることに配慮をしていることでありまして、当別町の中では墓もさることながら、今生きている自分のうちに裏山から水が押し寄せてきたのだということで私は過日4時半に起こされて、水がどんどん山からあるうちに押しかけてきている状況を目の当たりにしたことがあります。そういうことについて議席で発言できることもない人については何も答えない、小早川議員さんのような大きな声には明快な答弁があったというようなことは誤解を招きますので、その墓地の必要性、住宅政策の重要性については十分理解しているということで受けとめていただいたと思いますので、そのことを確認のために補足答弁させていただいて終わらせていただきます。

以上でございます。

○副議長(髙谷 茂君) 以上で小早川君の質問を打ち切らせていただきます。 ここで休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

〇副議長(髙谷 茂君) 再開します。

次に、通告4番、石川君の質問になります。

○3番(石川和栄君) ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い、 一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、思いやりの駐車区画と看板の設置について。現在ゆとろの専用駐車場スペースには、車いすのマークが路面に描かれていますが、外見では健常者と見分けがつかない内部障がい者の方から周りの目が気になって駐車しづらいとの声があります。町役場を初め

ゆとろ、公共施設に駐車区画とともに内部障がい者の方、妊産婦の方が安心して優先スペースを利用できるよう車いすマークとともに内部障がい者を示すハート・プラスマーク、また妊産婦への配慮を求めるマタニティーマークなどの入った標示板を提示し、気兼ねなく駐車場を利用してもらえるよう、思いやりの行政推進を考えます。町長のお考えをお聞かせください。

次、美しいまちづくりの行政について。空き家や家が倒壊した後の残骸対策について、一言つけ加えさせていただきますが、この空き家とは数十年人が住んでいない廃墟のような状況になっていることを今この話の中では指していますので、ご了解ください。空き家や家が倒壊した後の残骸対策について。高齢化や過疎化などを背景に、空き家の軒数は今後も増加傾向になると考えます。空き家が老朽化していくと、台風、豪雪など自然災害で倒壊の危険性や猛暑、豪雨の影響で害虫の発生など衛生的にも悪く、危険であり、近隣への被害や犯罪の温床になりかねません。

そこで、空き家の実地調査をしているのでしょうか。2つ目、所有者に空き家の適正な管理の義務を課しているのでしょうか。3つ目、所有者に倒壊した後の残骸などの必要な措置を講ずる義務を課しているのでしょうか。これらを踏まえて、町民に迷惑をかけている所有者に対して責任と義務を課す条例を制定すべきではないかと思います。町民生活の環境保全及び防犯のまちづくりに寄与することが最も大事でないかなというふうに考えます。町長のお考えをお聞かせください。

以上、1回の質問を終わらせていただきます。

○副議長(髙谷 茂君) 答弁調整のため、5分間休憩いたします。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時12分

〇副議長(髙谷 茂君) 再開します。

石川君の質問に対する町長の答弁を求めます。 町長。

〇町長(泉亭俊彦君) 石川議員の質問にお答えをいたします。

現在総合福祉センターゆとろの来客者用の駐車場では、車いすマークをアスファルト上に描いて障がいのある方が優先して車をとめられるような正面玄関の近くの場所に4カ所優先箇所、スペースを確保しております。優先駐車スペースについては、障がいのある方に限らず、妊娠中の方や内部障がいのある方もご利用いただけます。しかし、妊娠初期の方では外見から妊娠していることがわかりづらいことがありまして、本町においても妊産婦に優しい環境づくりを推進するためにポスターやホームページでマタニティーマークの周知を図りながら、母子健康手帳交付の際にマタニティーマークのキーホルダーとステッ

カーを配付しております。また、内部障がい、内部疾患というハンディが我が国ではまだ十分に認識されていない一般社会の中で、そのような方々の負担軽減を図ることを視覚的に示し、理解の第一歩とするためにハート・プラスマークがつくられています。内部障がい者は、心臓機能や肝機能、臓器機能などの機能障がいで、外見からは見えない障がいがありますことから、社会的な認知度は比較的低く、例えば優先席に座ると冷たい目で見られたなどというようなことが起こっております。当別町では、町広報やホームページによりましてハート・プラスマークの周知を図るとともに、窓口で希望される内部障がいのある方にお役に立てていただけるように、また町民の皆さんのご理解を促進するためにハート・プラスマークカードの配付を行っております。そのような外見からはすぐ状態がわかりづらい方たちが役場やゆとろ、コミセンなど公共施設において安心して、また気軽に駐車できるように駐車スペースの確保とともに、障がいのある方だけではなくて心臓、臓器など身体の内部に障がいを持つ内部障がい者や妊娠中の人など、優先駐車スペースの利用対象者であるということを各マークを活用しましてわかりやすい標示をしてまいりたいと考えております。

次に、美しいまちづくり行政に関するご質問でありますけれども、空き家の実態調査をしているかということについて、まずありましたけれども、景観を阻害している物件として存在している廃屋等については毎年景観委員会などで町内を視察していただいて実態を把握しているところでありますが、住宅そのものが景観上何ら支障のない一般的に言う空き家等については現在その実態について詳しく把握はしておりません。今後廃屋等については、これまでどおり毎年度その実態を把握しつつ、一般的な空き家住宅等につきましても長年放置されることによりまして廃屋化への防止対策というよりも、移住を検討される方々の中古物件等に対するニーズの高まりなどを踏まえまして、必要とされる情報を可能な限り町から発信できるように、空き家バンク的な対応を含め、その実態を把握すべく取り組んでまいりたいと考えております。

次に、空き家の倒壊した住宅と、それからその他管理を含めた所有者に対する対応についてでありますが、その住宅がすぐにも利用、使用が可能な状態にある空き家等の所有者に対する対応については、ご発議のとおり、放置され、何十年もたっている倒壊寸前の建物などとは違って何らかの対応をやっぱり講じなければならないと考えております。これまでは廃屋など、その所有者に対して整理してくださいとか、あるいは処分をしてほしいという要請行為を行っていますが、その対応ももう限界に来ているというふうに思っております。したがいまして、石川議員ご指摘のとおり、今後廃屋等に対しては景観的にも環境衛生、防災、防犯の観点からも必要と判断した場合にはその所有者に対してまず指導をさせていただきまして、指導に従わない場合には必要な勧告を講じ、何月何日までにどうしてくださいというような勧告をして、その勧告にも従わない場合には期限を決めて命令できる、そういうような条例制定が必要だと、すべきだと、これについては検討してまいりたいというふうに考えております。

以上で石川議員の質問に対する答弁とさせていただきますが、私はこの機会をかりまし て、私が憲法上や条例に反するような行政執行をしているかのような情報を発している件 が天下の公党や、あるいは個人に迷惑をかけることがありますので、この際議場からおわ びをいたします。1つは、私は町長就任時から当別駅前、あるいは太美駅前広場、または 自由通路に当別の名を広めるような活躍をされた生徒、子ども、学生、個人、団体を顕彰 することをしてきましたし、また国際交流の町として外国の町によくあるようなことに倣 って道路、通りですね、ストリート、それからブリッジ、橋、当別に空港はありませんけ れども、そういう通りや橋に著明な方の来客された場合はその名を記して感謝をしており ますが、その一つとして平成15年に基線川橋にスウェーデン国王陛下並びに創価学会名誉 会長が、あるいは平成19年、スウェーデン王国駐日大使が来町されたことに感謝をしてそ の名を刻んでおりますが、池田大作氏はご承知のとおり国連の平和賞あるいはガンディー 世界平和賞を受賞された方で、国連平和賞は岸内閣総理大臣、福田赳夫総理大臣と並んで いただいている方でありますし、また国連からはさらに栄誉賞を表彰されております。さ らに、モスクワ大学の名誉教授、博士号ほか、世界各地の博士号を実に298の博士号をい ただいている肩書のある方でありまして、そういう方がスウェーデンヒルズ視察のために スウェーデン通を通られて橋を渡られたということについてその名を刻んだのであります が、私の選挙の論功行賞というふうに談じられたことに対して、私は池田名誉博士に対し て大変失礼なことを私がしているとしたら、心からおわびを申し上げなければならないと 思います。

また、昨日北海道町村会の中で、行財政常任委員会でありますが、その委員会の中でも 町村会館の今後の財産の活用の仕方について全道の町村会で17億のお金を等分に分けるべ きか、またそれを新たな事業に活用すべきかという非常にたくさんの議論がありましたが、 そこでは結局処分して分けるということではなくて、17億円の基金を、今後だんだん町村 の自治体の職員が少なくなっていく中で職員に対する研修の機会が減る、なかんずく非常 勤の嘱託職員あるいはアルバイトの職員がだんだんふえていくけれども、処遇が悪くなる、 そういうことについては規程に決められているように、研修の機会を減らすようなことな く、研修の機会を正職員と同様に与えるように努めなければならないというようなことで、 北海道町村会の常任委員会では意見が一致したというようなこともございまして、そうい う重要な会議の中で、私はただいま北海道町村会の行財政常任委員長でありますが、この 件につきまして今般議会の皆様のご理解をいただいて、辛うじて追認案件を平穏のうちに 決定いただいたことに感謝をいたしておりますけれども、きのうは針のむしろの上に座っ ているような心情で、本当に肩身の狭い思いを、北海道の町村会の頂点に立てるような町 長であろうかと、議決すべきことを忘れていたことなどについては本当に恥ずかしい思い をした、そういうことできょうは議長さんから特に議場でも上着など外してもよいという 温かいお言葉をいただいておりますけれども、私みずからは少なくとも本会議ぐらいは今 回はやっぱり身を律したいと思ったところ、職員がこのように私に合わせていることは本

当に感謝にたえませんが、以上、答弁といたします。ありがとうございます。

- 〇副議長(髙谷 茂君) 石川君。
- ○3番(石川和栄君) 質問ではありません。私の2点に対する町長の誠意あるご答弁を いただきましたこと、ありがとうございました。御礼し、終わらせていただきます。あり がとうございます。
- ○副議長(髙谷 茂君) 以上で石川君の質問を打ち切らせていただきます。

◎散会の宣告

○副議長(高谷 茂君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれにて散会し、9月9日、本会議を開催いたします。 本日はご苦労さまでした。

(午後 1時26分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成22年 月 日

議 長

副議長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成22年第4回当別町議会定例会 第3日

平成22年9月9日(木曜日) 午前10時30分開議

議事日程(第3号)

開 議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 平成21年度当別町各会計決算審査特別委員会報告
- 第 3 議会運営委員会報告(当別町議会議員定数削減に関する陳情)
- 第 4 議案第11号 当別小学校校舎耐震改修工事請負契約について
- 第 5 議案第12号 当別中学校校舎・屋内体育館耐震改修工事請負契約について 閉 会

午前10時30分開議

出席議員(17名)

1番	洞	内	真日	自美	君	2番	稲	村	勝	俊	君
3番	石][[和	栄	君	4番	臼	杵	英	男	君
5番	小星	川与	孝	男	君	6番	桑	内	雅	彦	君
7番	神	林	俊	_	君	8番	白	木	和	廣	君
9番	岡	野	喜作	代治	君	10番	市][[正	君
11番	桐	井	信	征	君	12番	小	野	広	実	君
13番	島	田	裕	司	君	14番	後	藤	正	洋	君
15番	柏	樹		正	君	16番	髙	谷		茂	君
17番	竹	田	和	雄	君						

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

説明のための出席者

町			長	泉	亭	俊	彦	君
副	H	Ţ	長	近	藤	充	徳	君
総	務	部	長	加賀	冒谷	定	歳	君
総	務	課	長	野	村	雅	史	君
財	政	課	長	森	田		至	君
企	画	部	長	増	輪		肇	君
住	 天環	境部	長	鈴	木	博	史	君
経	済	部	長	竹	原	陽	_	君
福	祉	部	長	小	山	久	夫	君
建詞	没水	道剖	3長	滝	本	隆	志	君
会	計省	字 理	者	森		忠	明	君
教	育	Ì	長	山	内	秀	治	君
教	育	部	長	高	橋		通	君
管	理	課	長	山	田	敏	行	君
代表	表監	查委	員	米	П		稔	君
監	查	委	員	島	田	裕	司	君

事務局職員出席者

事務局長 中越辰雄君

 次
 長
 五十嵐
 一
 夫
 君

 主
 幹
 小
 川
 義
 則
 君

 係
 長
 春
 田
 秀
 彦
 君

◎開議の宣告

(午前10時30分)

〇議長(竹田和雄君) おはようございます。ただいまの出席議員16名、定足数に達して おりますので、9月2日に引き続き、平成22年第4回当別町議会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○議長(竹田和雄君) 議事日程ですが、さきにお配りいたしました日程表により議事に 入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(竹田和雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

2番 稲 村 勝 俊 君 3番 石 川 和 栄 君

を指名いたします。

◎平成21年度当別町各会計決算審査特別委員会報告

○議長(竹田和雄君) 日程第2、平成21年度当別町各会計決算審査特別委員会の報告を 求めます。

 $- \Diamond -$

白木委員長。

〇**平成21年度当別町各会計決算審査特別委員会委員長(白木和廣君)** 平成21年度当別町各会計決算審査特別委員会報告書。

平成21年度当別町一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計並びに水道事業会計決算について、平成22年9月3日、6日、9日の3日間にわたり慎重審査の結果、一部意見を付して次のとおり決定したので報告します。

1、審査の結果、(1)、認定第1号 平成21年度当別町各会計歳入歳出決算、(2)、認定第2号 平成21年度当別町水道事業会計決算、本各案件は原案のとおり認定すべきものと決定した。

なお、議会の議決を要する700万円以上の教育用備品の購入に当たり、議決を経ることなく本契約を締結したことについては、地方自治法及び町条例に違反するものであり、大

変、遺憾なことである。今後、二度とこのような事務的なミスが発生しないよう、職員の研さん、資質向上に努めるとともに、チェック体制の見直しを早期に図られたい。

平成22年9月9日。

議長、竹田和雄様。

平成21年度当別町各会計決算審査特別委員会委員長、白木和廣。

○議長(竹田和雄君) ただいまの委員長報告のとおり認定して、理事者に送付すること についてご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、平成21年度当別町各会計決算は認定することに 決定いたしました。

- <> ---

◎議会運営委員会報告

〇議長(竹田和雄君) 日程第3、議会運営委員会に付託しておりました(当別町議会議員定数削減に関する陳情)について委員長の報告を求めます。

小野委員長。

○議会運営委員会委員長(小野広実君) 報告いたします。

議会運営委員会報告書。

本委員会に付託された下記の陳情について、平成22年9月1日、9月6日に委員会を開催した結果を次のとおり報告する。

記。当別町議会議員定数削減に関する陳情。

市町村の議会議員定数は、地方自治法でその上限数が定められ、現在の当別町の場合、 22名が法律の上限である。

本委員会では、議会のあり方について以前より継続して検討してきており、特に、議員 定数については、平成15年の改選期から2名削減、また19年の改選期から5名削減して現 在の17名となっている。

次期の改選期(平成23年)に向けて、改めて議員定数のあり方を平成21年から22年にかけて慎重に検討を重ねてきた結果、さらに、2~3名削減すべきとの意見があったが、民意を十分に反映し、住民と行政のパイプ役を果たす議会の役割からして、これ以上の削減は好ましくない、また、本会議ほか各常任委員会及び特別委員会などの構成に支障に来すおそれがあるとの判断から、次期改選は、現行の17名を維持するとの結論に達したところである。

以上のことから、本委員会に付託された陳情書については、不採択とすることを全員一 致で確認した。

以上、本委員会の報告とする。

平成22年9月9日。

当別町議会議長、竹田和雄様。

議会運営委員会委員長、小野広実。

以上でございます。

〇議長(竹田和雄君) 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(竹田和雄君) ただいまの委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

— <> ——

○議長(竹田和雄君) 日程第4、議案第11号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(泉亭俊彦君) ただいま議題となりました議案第11号 当別小学校校舎耐震改修 工事請負契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、平成22年8月30日に5社による指名競争入札に付したところ、辻野・井上経常建設共同企業体が1億972万5,000円で落札いたしましたので、同企業体と工事契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をいただこうとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(竹田和雄君) 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(竹田和雄君) 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第11号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長(竹田和雄君) 日程第5、議案第12号を上程いたします。 提案理由の説明を求めます。 町長。

〇町長(泉亭俊彦君) ただいま議題となりました議案第12号 当別中学校校舎・屋内体育館耐震改修工事請負契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、平成22年8月30日に5社による指名競争入札に付したところ、シゲハラ・丸金佐々木・三栄経常建設共同企業体が1億2,075万円で落札いたしましたので、同企業体と工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をいただこうとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(竹田和雄君) 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(竹田和雄君) 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第12号 は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(竹田和雄君) 異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり可決することに決定 をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長(竹田和雄君) 以上で本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成22年第4回当別町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時44分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成22年 月 日

議 長

署名議員

署名議員